

至誠館大学入学者選抜規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学の入学者選抜について厳正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とし、入学者の選抜を管理するために、至誠館大学入試委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる入学者選抜事項を審議及び実施する。

- (1) 入学者選抜要項及び合格判定基準の策定
- (2) 入学試験の結果に基づく合否原案の決定
- (3) その他の入学試験の実施に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 入試部長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長の指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第8号の委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長を、副委員長は学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(委員会以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員会以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(入試の合否決定)

第8条 入試の合否は、委員会の合否原案に基づいて教授会の承認を得て学長が決定する。

(入試専門委員会)

第9条 委員会は、第2条の審議事項の円滑な実施を図るため、入試専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(任務)

第10条 専門委員会は、入学者選抜に関して入学試験問題の作成及び採点・評価及びその結果に基づく可否の原案を作成する。

(任期)

第11条 任期は、第4条の任期を準用する。

(入試専門委員長等)

第12条 専門委員会に委員長を置き、委員長は入試部長をもって充てる。

(分科会)

第13条 専門委員会の中に、第10条の入試事務の円滑な実施を図るため、入試実施、学力検査等及び調査書等審査を分担する分科会を置く。

(入試実施分科会)

第14条 入試実施分科会は、次の事項を所掌する。

- (1) 入学者選抜に関する委員会及び教授会における資料の作成に関すること
- (2) 入学者選抜試験の実施に関すること
- (3) 入学願書その他志願者の提出書類の点検

(学力検査等分科会)

第15条 学力検査等分科会は、次の事項を所掌する。

- (1) 出題教科・科目の問題作成及び採点評価に関すること
- (2) 小論文のテーマ設定及び採点評価に関すること
- (3) 面接の質問項目設定及び採点評価に関すること

(調査書等審査分科会)

第16条 調査書等審査分科会は、次の事項を所掌する。

- (1) 調査書記載事項のうち、学習の記録欄、評定平均値欄、学習成績概評欄及び学習の記録欄にかかる選考資料の収集整理
- (2) 調査書記載事項のうち、出欠の記録欄及び指導上参考となる書事項欄に記載されている出席状況等にかかる選考資料の収集整理
- (3) 調査書記載事項のうち、特別活動の記録欄及び指導上参考となる諸事項欄に記載されている志願者の特技等にかかる選考資料の収集整理
- (4) 志願者から提出された調査書以外の書類（出身学校長が提出した書類を含む。）に記載されている志願者の学習状況、出席状況、健康状況及び特技等にかかる選考資料の収集整理

(審議の結果)

第17条 専門委員長は、委員会の審議結果について、教授会に報告するものとする。

(事務)

第18条 専門委員会に幹事を置き、学務課長をもって充てる。

(事務)

第19条 委員会及び専門委員会に関する事務は、学務課が処理する。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日 (制定)

従来の「萩国際大学入学者選抜規程」は本規程の施行をもって廃止する。

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成30年 4月 1日 (第2回改正)

平成31年 4月 1日 (第3回改正)